

令和8年1月21日宣告

令和7年(わ)第197号 覚醒剤取締法違反被告事件

主 文

被告人は無罪。

理 由

1 本件公訴事実の要旨

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和7年2月上旬頃から同月18日までの間に、日本国内において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって覚醒剤を使用したものである。

2 本件審理の経過及び判断の要旨

(1) 本件審理の経過

福岡地方検察庁検察官は、令和7年3月12日、被告人について上記公訴事実により公訴を提起した。

令和7年4月23日に行われた本件第1回公判期日のいわゆる罪状認否において、被告人は、要旨、覚醒剤と知って使用した覚えはないこと、本件の捜査において職務質問の早い段階から行動の自由を奪われ強制的であり違法捜査が行われたことを述べ、また、弁護人も、要旨、違法捜査に基づく起訴であるから公訴権の濫用であり公訴棄却判決がなされるべきこと、違法捜査により得られた証拠は排除されるべきこと、被告人に覚醒剤使用の故意はなく無罪であることを主張した。同期日において、検察官は書証25点（甲号証17点、乙号証8点）を請求したが、弁護人はいずれについても証拠意見を留保した。

令和7年5月14日に行われた本件第2回公判期日において、弁護人は、第1回公判期日で検察官が請求した書証のうち一部については不同意の意見を述べたものの、被告人の尿の搜索差押調書謄本（甲2）、鑑定嘱託書謄本（甲3）、鑑定書謄本（甲4）、被告人方の搜索差押調書謄本（甲5）、証拠品関係の写真撮影報告書謄本（甲6、7）、注射器付着物の鑑定嘱託書謄本（甲8）、その鑑定結果の電話筆記用紙（甲9）、被告人のDNA型についての鑑定嘱託書謄本（甲10）、その鑑定結果の電話筆記用紙（甲11）につ

き、要旨「同意。ただし違法収集証拠。取り調べてかまわない。」との意見を述べ、当裁判所は、上記各証拠に加え、弁護人が留保を付さずに全部又は一部を同意した証拠も併せて各同意した範囲で採用し、取り調べた。

令和7年6月4日に行われた本件第3回公判期日において、被告人質問が実施され、被告人は、令和7年2月18日から同月19日にかけて行われて被告人が受けた職務質問・所持品検査の状況やこれらに関連する事柄についての言い分を述べた。

令和7年7月7日に行われた本件第4回公判期日及び同年8月20日に行われた本件第5回公判期日において、本件の捜査に従事した警察官3名の証人尋問が行われ、証人らはそれぞれが従事した捜査内容等について供述をした。第5回公判期日において当裁判所は、訴訟関係人に対し、「本件で、被告人の尿はいわゆる強制採尿令状により採取されているところ、本件の審理経過に照らせば、①令状、②令状請求書、③同請求の際に令状裁判官に提供された疎明資料のうち、主要なもの、特に職務質問時における被告人の言動を記載した総括捜査報告書等の捜査報告書を、それぞれの記載事項を立証趣旨として取り調べる必要がある。」旨告げた。

令和7年9月3日に行われた本件第6回公判期日において、検察官は、被告人に対する職務質問・所持品検査の状況等を明らかにする書証6点（甲20ないし25）を請求し、弁護人はその全部について信用性を争いつつも同意をし、当裁判所はこれらの証拠を採用し、取り調べた。

令和7年10月8日に行われた本件第7回公判期日の冒頭、弁護人は「弁護人及び被告人の応訴方針に変更があるので、公訴事実に対する陳述機会を再度付与されたい」旨を述べ、当裁判所がこれに再度付与したところ、被告人は、要旨、故意に覚醒剤を使用したことは間違いないこと、捜査の違法についても争わないことを述べ、弁護人も、公訴事実については争わず、違法収集証拠や公訴棄却の主張もしない旨を述べた。これらの被告人及び弁護人の陳述の後、当裁判所は、訴訟関係人に対し、「刑事裁判においては、被告人・弁護人が公訴事実を争うか否かに関わらず、裁判所は公判で取り調べた証拠により事実認定を行わなければならない、また、証拠能力の判断も弁護人の証拠意見に拘束されないの

で、検察官・弁護人においてはこのことを踏まえた訴訟活動をお願いしたい。」旨を述べた。

令和7年11月26日に行われた本件第8回公判期日において、弁護人が請求したいいわゆる情状証人の取調べと被告人質問が実施され、また証拠の整理も行われた。被告人は同期日で実施した被告人質問において故意の点を含め有罪を自認する供述をした上で刑の一部執行猶予制度の適用を希望する旨の供述をした。

令和7年12月22日に行われた本件第9回公判期日において、若干の証拠調べを行った後、論告・弁論・最終陳述を経て結審に至った。

(2) 判断の要旨

令和7年2月18日に警察官が被告人に対して行った職務質問やこれに付随する所持品検査には許容される限度を超えた違法がある。覚醒剤成分が検出された被告人の尿は裁判官の発付したいいわゆる強制採尿令状により同月19日に差し押さえられたものであるが、同令状請求の際に裁判官に提供された疎明資料には、上記の違法な職務質問・所持品検査により警察官が把握した被告人の人的事項等を含む点で違法な請求であり、ひいては、同令状の発付及び同令状に基づき行われた本件強制採尿手続も違法である。そして、上記疎明資料には本件で行われた職務質問・所持品検査の経過をありのままに記載しておらず、本件強制採尿令状請求を受けた令状裁判官の判断が大きくゆがめられた可能性が否定できない。そうすると、この違法性の程度は、令状主義の精神を没却するような重大なものである。したがって、同令状の執行として行われた本件強制採尿手続もまた重大な違法を帯び、同手続により得られた尿を鑑定した本件鑑定書を証拠として許容することは、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でない。よって、本件鑑定書は違法収集証拠として証拠能力を否定すべきであるから、証拠排除する。そして、同鑑定書を除いた証拠関係によっては、被告人の体内から覚醒剤成分が検出されたことを合理的疑いを超えて認定することはできず、本件公訴事実については犯罪の証明がない。以下詳述する。

3 前提事実

以下の事実は掲記の証拠により容易に認められ、被告人供述を含めこれに反する証拠部

分は信用できない。

(1)自動車警ら隊に所属するA警察官は、令和7年2月18日（以下、同日の出来事は日付の記載を全部省略し、同年の出来事は年の記載を省略する。）、B警察官と共に警察車両に乗車して福岡市C区D周辺を警らしていた。A警察官は、午後3時少し前頃、同所所在のパチンコ店E店（以下「パチンコ店」という。）駐車場で周囲をきょろきょろしながら徘徊している不審な男女2名（その内の女性が本件被告人である。）がいるのを発見し、これら2名に職務質問を行うこととした。まず、B警察官が降車して上記男性への職務質問を開始し、次にA警察官が降車してB警察官に合流しようとしたところ被告人はその場からパチンコ店店内の方向に向け移動を開始したため、A警察官は被告人を追い掛けて移動した。

（証人A証人尋問調書添付速記録1ないし3頁）

(2) A警察官は、同店内に入ってすぐの場所で被告人に追い付き、同所で被告人に対し、「こんにちは、警察です、ちょっと止まってもらっていいですか、お名前や持ち物を確認したいんですが、協力してもらっていいですか。」と声掛けをした。これに対し、被告人は、「なんで、任意でしょう、関係ないから私は行く。」「荷物を預けてる人がいるので、その人を探してる。」などと述べ、店内を移動し始めた。そこで、A警察官は、被告人に追跡しながら、「人探しをしているのであれば、それが終わってからでいいので、私たちの職務質問に協力してもらえないか。」と述べた。その後被告人は店内を歩き回り、A警察官はこれに追跡したが、この間はA警察官は声掛けをしなかった。被告人は店内を歩き回った後店内のソファに座って携帯電話で電話をかけ、それが終わると「たばこが吸いたい。」と言って店外に向けて移動し、A警察官はこれに追跡した。被告人は移動の途中、A警察官に対し、「トイレに行きたい。」と言ってトイレに向けて移動しようとしたが、このときにはA警察官が被告人の進行方向で立ち塞がり、被告人の行く手を遮る形で手を前に出した。そのため、被告人はトイレに行かずそのまま店外に出てたばこを吸い、A警察官はその約3メートル離れた場所で被告人を見ていた。A警察官は上記までのやりとりを被告人としている途中応援要請を行い、その結果、福岡県西警察署のF警察

官（男性）、遅れて同署のG警察官（女性）が到着してA警察官に合流した。A警察官が被告人の対応をしている間、A警察官は被告人は感情の起伏が激しいと感じ、薬物使用の嫌疑を抱いた。

（証人A証人尋問調書添付速記録3ないし7、11、12、20頁）

(3) G警察官は、職務質問現場に到着後、被告人に対し、「こんにちは」と声掛けをし、これに対し被告人は、「女性警察官おるやん、早くトイレ行かせてよ」と述べてトイレに行くことを求めた。これを聞いたG警察官は、被告人に対し、「開けた状態になりますが、大丈夫ですか、嫌でしたら、所持品検査を先にお願ひしてもいいですか。」との言葉を掛けた。このG警察官の言葉を聞いた被告人は、ドアを開けた状態でトイレを利用することを承諾する旨の言葉を述べ、被告人とG警察官は店舗のトイレへ向けて移動した。その移動途中、G警察官は被告人に氏名を尋ねたが、被告人は「答えたくない、トイレ行かせて」と述べてその氏名を明らかにしなかった。（証人G証人尋問調書2、3、12、13頁）

(4) その後、被告人は店舗内トイレの個室に入り、そのドアを開けてすぐ外にG警察官がいる状態でズボンとパンツを下ろして排尿した。被告人は排尿後スマートフォンで警察官らを撮影した。被告人がトイレ個室にとどまり、パンツを下ろしたままの状態です所持品検査が開始され、被告人はかばん内からポーチ、財布、封筒、通帳、カード等を1点1点取り出してその個人情報が記載された部分を隠した状態でG警察官に示していった。そうしていたところ、被告人が持っていた通帳を裏返すタイミングで通帳に漢字で「H」と記載されているのをG警察官は目撃し、このことをトイレ外にいた福岡県西警察署のI警察官に伝えた。これを聞いたI警察官は、トイレ個室の女性が過去の捜査で把握した覚醒剤密売人のHである可能性に思い至り同人の被疑者写真を取り寄せた上、既に到着していた福岡県西警察署のJ警察官（女性）や現場にいた他の女性警察官をしてトイレ個室の人物と上記被疑者写真の人物を見比べさせてこれが同一人物であると確認した。A警察官は、被告人がトイレに入っている途中、パチンコ店から福岡県西警察署に移動し、自身が体験した職務質問等の状況に加えて、現場に残って対応中の警察官からの電話で把握し

た職務質問等の状況を元に強制採尿令状請求に必要な捜査報告書の作成を行った。

(証人A証人尋問調書9、15、16、19、20頁、証人G証人尋問調書3ないし7、13ないし16、20、21頁、証人I証人尋問調書添付速記録4ないし6頁、甲20)

(5) 被告人がトイレに入って約1時間50分後(なお、甲20によれば、被告人がトイレに入っていたのは午後3時28分から午後5時16分までの1時間48分間となる。)、パチンコ店従業員から注意を受けたことを契機として、被告人やG警察官らトイレ内にいた警察官はトイレから出た。I警察官は、トイレから出て来た被告人に対し、「Hさんやろ」などと声掛けをした。I警察官はJ警察官に対し所持品検査が完了したかの確認をしたところまだ終わっていなかったため、被告人の了承を得た上、店外の喫煙所で所持品検査の続きをすることとなった。I警察官は、喫煙所のベンチがある場所で、被告人に所持品を所持品検査用の箱に入れさせる方法で所持品検査を行い、その結果、住民基本台帳カード、建設関係の免許証、電気料金の請求書など被告人の人定が分かる物やチャック付ポリ袋、ストローなど覚醒剤使用を疑わせる物が発見された。I警察官は、所持品検査中に被告人の身体に注射痕があるかの確認を行い、その結果、複数個所の注射痕様の傷を発見した。この確認作業の途中被告人は、「出るかどうかわからん」「ぎりぎりかもしれん」「多分出るかもしれん」などと発言した。これらの発言を聞いたI警察官は覚醒剤の検査をするための任意採尿を求めた。これに対し、被告人は一度はこれを拒否する返事をしたが、I警察官が、午後5時48分頃、強制採尿手続に移行する旨を告げると、被告人は任意採尿に応じる旨述べ、被告人は、警察車両で福岡県西警察署に向けて移動した。

(証人G証人尋問調書7ないし9頁、証人I証人尋問調書添付速記録6ないし10、16、17頁、甲20ないし23)

(6) 警察官は福岡県西警察署に到着した被告人に対し任意の尿提出を求めたが、被告人はこれを拒み、尿を提出せず、福岡県西警察署に迎えに来た知人運転の自動車に乗り同所から去った。I警察官は被告人と同じ警察車両で福岡県西警察署に戻った後、強制採尿令状の請求準備を行った。

(第3回公判被告人供述調書17、18、39、40頁、証人G証人尋問調書10、11頁、証人I証人尋問調書10、16頁)

(7) 被告人は福岡県西警察署を出発した後、パチンコ店で別の知人運転の自動車に乗り換えた後、福岡市C区所在のK団地を経て、北九州市に向けて移動したが、午後10時22分、その途中であるLパーキングエリアにおいて警察官から強制採尿令状の呈示を受け、午後11時29分頃、福岡県西警察署に連行された。警察官は同署において被告人に対し自然排尿を促したが、被告人は同署では排尿しなかった。そこで、警察官は、同月19日、被告人をM郡N町所在の病院に連行し、同所医師の指示を受けた看護師がカテーテルを使用して被告人から尿を採取し、警察官はこれを差し押さえた。鑑定の結果、同尿からは覚醒剤成分が検出された。

(第3回公判被告人供述調書16ないし21、39ないし41頁、甲2ないし4)

4 検討

(1) 鑑定書(甲4)の証拠能力について

ア A警察官が、被告人がパチンコ店駐車場できよろきよろしながら徘徊しているのを見て不審に感じて職務質問を開始したことは警察官として当然の対応であって、そこに違法は見出せないし、また、パチンコ店店内のトイレに向かおうとした被告人の前に立ち塞がるなどした点も身体接触に至っていないことを踏まえると違法であるとまではいえない。被告人はA警察官の言動に不満を漏らす供述もしているが、パチンコ店におけるA警察官の対応に違法はない。

イ(ア) G警察官は、トイレに行くことを申し出た被告人に対し、「開けた状態になりますが、大丈夫ですか、嫌でしたら、所持品検査を先にお願ひしてもいいですか」(証人G証人尋問調書添付速記録12頁)との言葉で、ドアを開けた状態で排尿又は排便をしてその後所持品検査を行うか、それとも所持品検査を先に行うかという二つの選択肢を示している。G警察官は、所持品検査を後で行う場合であっても、被告人がトイレのドアを開けた状態で排尿又は排便をするのが嫌だと言え、任意性の確保が必要であるのでその場合はトイレのドアを閉めていた旨述べており、この三つ目の選択肢も考えていたようであ

るが（証人G証人尋問調書添付速記録13頁）、現場において被告人にこの三つ目の選択肢を明示的に告げることも、選択肢は明示的に告げている二つのもの以外にもあることも告げていない。事実関係を異にする他の場面であればともかく、トイレに行きたいと言っている本件の被告人に対し、G警察官が述べたような言い方で二つの選択肢を示せば、これを示された被告人としては、自身がトイレを利用するためには、先に所持品検査に応じた後そのドアを閉めた状態でトイレを利用するか、所持品検査に応じずにトイレをそのドアを開けた状態で利用をするかの二つしか選択肢が与えられていないと理解するのが当然である。被告人もG警察官も、また、被告人がトイレで排尿中に近くにいた他の警察官もいずれも女性で、被告人からすれば同性ではあるが、女性が排尿する様子を同性とはいえ他人に見られるのは羞恥を覚える性質の行為であって、G警察官が心中で抱いた三つ目の選択肢が明示的に告げられていた場合に、被告人が、三つ目の選択肢を選ばずに、一つ目の選択肢、すなわち、本件で実際に行われたようなトイレのドアを開けた状態で排尿をするという選択肢を任意に選んだとは到底考えられない。加えて、本件の具体的な状況下において、G警察官から上記の二つの選択肢を示された被告人が、G警察官が示してきたいずれかの選択肢を選ばないことは現実的には困難であったことも指摘せざるを得ない。被告人がA警察官やG警察官に対し、繰り返しトイレに行きたい旨を申し出ていることや、実際にトイレで排尿していることなどに照らせば、被告人がG警察官に対してトイレに行きたい旨を申し出ているのは実際に尿意を催しトイレを使用する必要性があったからといわざるを得ない。そのことを前提とすると、所持品を警察官に見られることにより人定事項が明らかになることを避けたい被告人としては、G警察官が提示するドアを開けた状態でトイレを利用する選択肢を選ばなければ、トイレ以外の場所で排尿を余儀なくされるといふ、警察官から見られながらトイレで排尿をするのと比べより羞恥を害する程度が高い状況に陥ってしまうのであって、そういった進退窮まる状況を警察官が言葉によって作出し、ドアを開けた状態でトイレを利用することを被告人に選ばせるのは任意捜査における警察官の言動として著しく公正さを欠く。

G警察官は、被告人が薬物を所持している可能性があることや、施錠してトイレを利用させた場合には薬物を隠滅されるおそれがあることなどを危惧したと述べ（証人G証人尋問調書添付速記録12頁）、また、A警察官が述べているとおり被告人に感情の起伏が激しく、薬物による作用も疑われる状況はあったものの、感情の起伏が激しいのは薬物の影響だけでなく性格や人格に基づくものもあるのだから、感情の起伏の激しさの点から薬物事件に関与している強い疑いが生じていたとまではいえない。被告人とA警察官・G警察官・I警察官らとの間の会話状況を見ても会話は成り立っており、被告人が幻覚・妄想の影響下にあることを示す事情は不見当であることも併せると、感情の起伏が激しいことを超えて、例えば腕に注射痕が存在するのを目視できている（被告人は当時長袖の上衣を着用していた）とか、既に氏名等の人定事項が判明しこれと紐づく違法薬物に係る前科前歴も判明しているとかといった被告人が違法薬物を使用等しているより高度の嫌疑を示す事情がなかったといえ、このような嫌疑の程度も併せると、G警察官がしたような言い方で、被告人にドアを開けた状態でトイレを利用することを選択させるのは、もはや被告人としてはそれを選択せざるを得ない状況に陥ったがゆえにそれを選択したに過ぎず、この点において被告人の意思は制圧されており、G警察官の言動は所持品検査に至る段階の説得として許容される限度を超えた違法な働きかけであったといえる。

(イ) 被告人は、トイレ個室のドアを開けたままの状態ですら、便器に座ったままの状態ですらその所持品を人定事項が分からないようにした状態でG警察官に見せていき、その際、偶然に被告人の氏名の手がかりとなる記載をG警察官が目視したことを契機とし、捜査機関は被告人の人定事項の把握に至っている。このように本件ではトイレ内で所持品検査が開始されているところ（なお、捜査報告書（甲20）6頁「被疑者は、便器に座ったまま目の前の台に所持品を出す等、所持品検査に少しずつ応じている。」、捜査報告書（甲21）2頁「一応、所持品検査に応じている」等の記載からは、捜査機関は被告人がトイレで所持品をG警察官に示していった出来事を当裁判所と同様に所持品検査と位置付けていたといえる。）、同所で所持品検査が開始されたことについてG警察官ら警察官がトイレ個室にいた被告人に対してただちにこの場所で所持品を示すことを求めたような事

情は見受けられない。むしろ、信用できるG警察官の供述（証人G証人尋問調書添付速記録5頁）によれば、G警察官は、被告人が「ここでだったら見せてあげる」と言ってきたためトイレでの所持品検査が開始されたと認められる。しかし、そうであるにしても、本件でトイレで行われた所持品検査は上記(ア)で述べた、所持品検査に至る段階の説得として許容される限度を超えた違法な働きかけによって形成された状況を利用して行われたものであり、上記の違法は遮断されておらず、このトイレ内で行われた所持品検査も任意捜査で許容される限度を超えた違法なものといわざるを得ない。

(ウ) G警察官はトイレでの所持品検査で被告人の所持品中に「H」との記載があることを把握し、これをI警察官に伝えたことにより本件で被告人の人定事項が明らかになり、また、人定事項と紐づいている被告人の前歴関係も明らかになっている（捜査報告書（甲22）によれば、I警察官は、被告人の氏名での犯歴照会を行っていると認められ、トイレでの所持品検査の段階で警察官は被告人が覚醒剤前歴を有することを把握できたと認められる。）。しかし、既にみたように警察官が被告人の人定事項を把握するきっかけとなったG警察官が「H」という文字を見たのは、上記(イ)で検討したように、違法な所持品検査中の出来事であり、捜査機関がトイレの中で所持品検査を受けつつある人物の人定事項を把握したその把握の仕方もまた違法性を帯びる。被告人はトイレから出た後、パチンコ店の外の喫煙所で所持品検査に応じ、その際に被告人の氏名が記載された書類等も検査や写真撮影に応じているところ（甲21）、この時点の警察官の対応自体に固有の違法は見られないものの、このような事後の事情により遡って過去の行き過ぎた所持品検査の違法が治癒されるのは背理であるから、違法は治癒されない。

(エ) 結局、本件では捜査機関が上記のような違法な仕方でも把握した被告人の人定事項やそれと紐づく覚醒剤前歴を疎明資料に含めて令状裁判官に対し強制採尿令状を請求してその発付を得ているが、果たして被告人の人定事項やそれと紐づく覚醒剤前歴を除いた疎明資料で厳格な要件を満たしていることを要する強制採尿令状が発付されたかまことに疑わしい。加えて、本件では、被告人の氏名を捜査機関が把握するに至ったきっかけが令状裁判官にありのままに明らかにされておらず、捜査機関に有利なように事実関係を誇張ないし

歪曲した記載が捜査報告書になされた疑いを払拭できない。すなわち、既にみてきたように、G警察官は職務質問の現場に到着した後、同警察官の側から被告人に声掛けをし、また、トイレに行くことを申し出た被告人に対し、「開けた状態になりますが、大丈夫ですか、嫌でしたら、所持品検査を先にお願ひしてもいいですか」（証人G証人尋問調書添付速記録12頁）との言葉で、ドアを開けた状態で排尿等をしてその後に所持品検査を行うか、それとも所持品検査を先に行うかという二つの選択肢を示していると認められるところ、令状裁判官に強制採尿令状請求と共に提供されたと思料される捜査報告書（甲20）には、G警察官が到着すると、被告人が、「トイレに行きたい。ドアを開けてトイレするので、その女性警察官が見ていけば問題ないでしょ。全部見てて構わないので、トイレに行かせて。」と申し立てたとの記載があるのみで、そこには、G警察官が被告人に対して上記のような言葉で説得して、被告人がドアを開けた状態でトイレを利用するに至った経緯が完全に省略されている。そうであるばかりか、この捜査報告書の記載からは、警察官からの働きかけなく、被告人が自らトイレのドアを開けた状態でトイレを利用することを申し出たと理解するのが日本語の通常読み方であるところ、本件の証拠関係からは、警察官からの働きかけなく、被告人が自らトイレのドアを開けた状態でトイレを利用することを申し出たとの事実は認められない。強制採尿令状の請求を受けた令状裁判官に提供されたと思料される捜査報告書に事実関係を誇張ないし歪曲した記載がなされたことにより、同裁判官は当公判廷でG警察官が述べたような具体的な経過を把握できず、上記捜査報告書にあるように被告人が自ら警察官に申し出てトイレのドアを開けた状態でトイレを利用するに至ったと誤解し、任意捜査として許容される限度を超えているかどうかの検討をするきっかけを与えられないまま強制採尿令状の発付に至っているが、このように令状請求をする捜査機関が捜査状況の重要な部分について隠し事をして裁判官の令状審査をすり抜けるようなことなど言語道断である。

(オ) 本件で被告人の尿は強制採尿令状により差し押さえられ、同尿が覚醒剤成分を含むとの鑑定も得られているが、同令状請求に至るまでの所持品検査には任意捜査として許容される限度を超えた違法がある。また、捜査機関が被告人の人的事項を把握したトイレ内

での所持品検査に至った経過について強制採尿令状請求に伴って令状裁判官に提供された捜査報告書に記載された内容は同裁判官が同令状請求を審査してこれを発付するか否かの判断を大きく歪める可能性があるものであったことを否定できず、本件で行われた強制採尿手続は違法であって、これによって得られた鑑定書（甲４）は違法収集証拠である。そして、既に指摘したとおり、令状主義を採用する我が刑事訴訟法の下において捜査機関が令状請求の際に裁判官に提供する疎明資料に裁判官の審査を誤らせる記載をして裁判官の行う令状審査をすり抜けようとするのが令状主義の精神を潜脱し、没却するような重大な違法であることは明らかであり、本件鑑定書（甲４）を証拠として許容することは将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でない。そこで、判決において、既に取り調べた鑑定書（甲４）を証拠排除することとする。

（２）審理経過について

ア 本件公判審理において、被告人とその弁護人は当初違法収集証拠排除の主張をしたものの、最終的にはその主張を撤回している。しかし、刑事訴訟において、被告人とその弁護人が公訴事実を争わない場合には、裁判所は公訴事実のとおり犯罪事実を認定して有罪判決を宣告しなければならないといった民事訴訟における処分権主義類似の制度はとられていない。また、刑事訴訟において、被告人とその弁護人が、検察官請求書証の証拠能力を争わない場合には、裁判所はその証拠の証拠能力を肯定しなければならないといった民事訴訟における弁論主義類似の制度がとられているものでもない。また、捜査状況についての証拠調べが行われた後に被告人と弁護人が違法収集証拠排除の主張を撤回したからといって、既に行われた上記証拠調べが遡ってなくなるわけではない。それゆえ、刑事の裁判所としては、法廷で取り調べた証拠により明らかになった捜査状況を前提に罪体の証拠の証拠能力を検討せざるを得ないし、このような当然の理は第７回公判期日で念のため訴訟関係人に注意喚起して主張立証の機会を与えており、不当な不意打ちは与えていない。

イ また、そもそも違法収集証拠排除法則は、将来の違法捜査を抑止し、司法の廉潔性を保つための法則、換言すれば公的な利益を確保するための法則であるから、被告人やそ

の弁護人が捜査経過についての証拠調べが行われた後に違法収集証拠排除の主張を撤回したこと、被告人が有罪を自認し懲役刑の実刑判決（被告人が希望する刑の一部執行猶予制度は実刑の一類型である）を希望していることなどの被告人側の事情によって上記判断が左右されるのは不合理であって、これらの事情により本件の結論は左右されない。

5 結論

以上のとおり、本件において証拠能力を有する証拠によっては、被告人が公訴事実記載の覚醒剤使用の犯罪をしたと認めることはできず、本件公訴事実については犯罪の証明がないことに帰するから、刑事訴訟法336条により無罪の言渡しをすることとする。

よって、主文のとおり判決する。（求刑 懲役3年6月）

令和8年1月22日

福岡地方裁判所第3刑事部

裁判官 岡 本 康 博